

企業会計基準公開草案第 56 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 51 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第 56 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（平成 26 年 2 月 24 日公表）（以下「四半期会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 51 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 26 年 2 月 24 日公表）（以下「四半期適用指針案」という。）

2. コメント募集期間

平成 26 年 2 月 25 日～平成 26 年 4 月 24 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成 26 年 5 月 16 日公表）（以下「四半期会計基準」という。）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（平成 26 年 5 月 16 日公表）（以下「四半期適用指針」という。）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
CL3	新日本有限責任監査法人
CL4	一般社団法人 日本経済団体連合会

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本公開草案の提案に賛成	企業結合に関する暫定的な会計処理の確定について、本決算と四半期決算の財務諸表における取扱い方法や注記の平仄を合わせた『公開草案』の提案に賛成する。四半期財務諸表の利用者に配慮し、注記内容の充実を図る『公開草案』の提案に賛成する。 今般の公開草案は、四半期においても、年度と同様に、「暫定的な会計処理が確定した場合に、企業結合時点に遡って確定した内容を反映する」ことを明確化したものであり、相当の内容であると考えます。	本公開草案について支持するコメントである。
各論		
2) 1株当たり情報の開示	「暫定的な会計処理の確定により取得原価の配分額の見直しが行われた場合は、前年度及び前年度における対応する期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直しが反映された後の金額により算定する。」などの記載を追加すべきである。	コメントを踏まえ、記載を追加した（四半期適用指針第51-3項）。
3) 注記内容に関する記載の明確化	新たに求められる注記内容をより明確にするため、四半期適用指針案第66項の(2)②文末の「その見直しの内容及び金額」を、「その見直しの内容及び純損益その他の重要な項目への影響額」という様な表現に変更することを提案する。	「企業結合に関する会計基準」第49-2項と同じ表現であり、原案のままとした。
4) 適用時期の記載	適用時期について平成25年改正「企業結合に関する会計基準」のうち、暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正の適用時期と同様である旨を明確にすべきである。	コメントを踏まえ、記載を明確化した（四半期会計基準第28-13項）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
5) 年度における四半期財務情報に係る開示	「四半期財務諸表に関する会計基準」では結論の背景にて「年度末において自発的に重要な会計方針の変更が行われた場合、(略) 当年度の既に開示されている各四半期会計期間における財務情報に関する遡及適用後の金額についても、期間比較を適切に行うにあたって有用な情報である」(第 70 項) という考え方が示されている。 この年度末における会計方針の変更に係る考え方は、同一事業年度において暫定的な会計処理を確定した場合にも同様であり、暫定的な会計処理の確定による見直し後の四半期財務情報の金額の開示は有用であると考えられる。そのため、その考え方を「四半期財務諸表に関する会計基準」第 70 項において明示することが望ましいと考える。	コメントを踏まえ、記載を追加した(四半期会計基準第 70 項)。
6) 第 4 四半期の取扱い	定義上、四半期会計期間には第 4Q は含まれない。よって、公開草案の「企業結合日の属する四半期会計期間に遡って」という記載については、企業結合日・暫定会計処理日が、前年度の第 4Q であったケースは、四半期決算としては遡っての会計処理は行わないと理解される。また、同じケースで暫定会計処理の確定日が翌年度の第 4Q であるときも同様に理解される。これらの場合については、年度の会計処理に含めて、遡って会計処理を行うと理解されるが、この解釈でよいか確認したい。	「四半期財務諸表に関する会計基準」第 4 項において「四半期会計期間」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度(以下「年度」という。)が 3 か月を超える場合に、当該年度の期間を 3 か月ごとに区分した期間とされており、第 4 四半期も含まれる。当該規定に照らせば、現行の記載でも特に問題ないため、原案のままとした。
7) 第 4 四半期の取扱い	第 4Q を含めた各四半期別の企業業績の要約開示において、遡って影響額を反映させるか否かについての取扱いが示されていないので、明確化して頂きたい。関連して、「企業結合日・暫定会計処理日が、前年度の第 4Q であったケース」において、第 4Q は、暫定処理の数値なのか確定数値なのか明確化して頂きたい。	有価証券報告書における四半期別の企業業績の要約開示に係る事項であると考えられ、会計基準の対象とするものではないと考えられる。
8) 適用指針案第 66 項(2)②の記載について	「暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記する」とある。この記載ぶりでは、あたかも重要な見直しを反映することが選択肢であるかの様に読めるため、表現ぶりを再考すべきである。	暫定的な会計処理の確定の会計処理については、四半期会計基準第 10-4 項及び第 21-4 項における記載において、企業結合日の属する四半期(連結)会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うことを定めているので、選択肢でないことは明確である。 四半期適用指針案第 66 項(2)②の当該箇所は、見直し内容及び金額の注記を求

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		めるのは比較情報に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合であるという趣旨であり、その点を四半期適用指針の「結論の背景」に追加記載した（四半期適用指針第 104-3 項）。
9) 前年度の暫定的な会計処理が当年度の第3四半期に確定した場合	前年の暫定処理の確定を当年度第3Qに行う場合、公表済みの当年度の第1Q及び第2Qの確定後の数値に関しては、開示されない。この開示が行われないうちに、翌年度において、比較情報及び前年度の四半期情報として開示されることになる。この場合、これらの比較情報及び前年度の四半期情報としての開示は、当然に確定後の数値によるものとするが、この旨を明確にしていきたい。	暫定的な会計処理の確定の会計処理については、四半期会計基準第 10-4 項及び第 21-4 項の記載において、企業結合日の属する四半期（連結）会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うことを定めており、このようなケースにおいては、暫定的な会計処理の確定による見直しの反映後の数値により比較情報を開示することは明確であるため、原案のままとした。

以上